



天満労働基準監督署発表
平成 30 年 3 月 20 日

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検 (階段に墜落防止措置を講じなかった疑い)

平成 30 年 3 月 20 日、天満労働基準監督署（署長 三浦一志）は、下記のとおり株式会社安部工務店、同社現場代理人、ハウスクリエイトの事業主、ハウスクリエイトの現場責任者を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

- (1) 株式会社安部工務店
本社所在地 大阪府貝塚市堀
事業内容 建設工事業
- (2) 同社 現場代理人 A
- (3) ハウスクリエイトの事業主 B (男 58 歳)
事業所在地 大阪府吹田市檜切山
事業内容 内装仕上工事業
- (4) ハウスクリエイトの現場責任者 C

2 違反条文等

- 労働安全衛生法違反
- 同法第 31 条第 1 項
 - 同法第 36 条（労働安全衛生規則への委任規定）
労働安全衛生規則第 654 条
 - 同法第 20 条第 1 号
 - 同法第 27 条（労働安全衛生規則への委任規定）
労働安全衛生規則第 552 条第 4 号

同法第 119 条第 1 号（罰則）

同法第 122 条（両罰）

3 事件の概要

- (1) 被疑者株式会社安部工務店は、大阪府貝塚市堀に本社を置いて建設工事業を営み、大阪府大阪市旭区の乳児院新築工事現場で元方事業者として自ら施工すると共に、ウッドデッキ工事をハウスクリエイトの事業主被疑者 B に請け負わせている注文者、被疑者 A は株式会社安部工務店の現場代理人として、同工事現場の施工管理、安全管理業務を統括する者であるが、被疑者 A は、平成 29 年 7 月 26 日及び同 27 日、同工事現場において、被疑者 B の労働者 4 名に 2 階中庭のウッドデッキ工事を行わせるに当たり、作業上やむを得ない場合ではないのに、同乳児院の階段の高さ 2 メートル以上で墜落の危険がある箇所に、墜落を防止するための手すり及び中さんを設けなかったもの。
- (2) 被疑者 B はハウスクリエイトの名称で内装仕上工事業を営み、大阪府大阪市旭区の乳児院新築工事現場でのウッドデッキ工事を請け負う個人事業主、被疑者 C は同工事現場の現場責任者として労働者を指揮監督し安全を管理する者であるが、被疑者 C は、労働者 D ほか 3 名に 2 階中庭のウッドデッキ工事を行わせるに当たり、作業上やむを得ない場合ではないのに、同乳児院の高さ 2 メートル以上で墜落の危険がある箇所に、墜落を防止するための手すり及び中さんを設けなかったもの。

4 参考事項

- (1) 平成 29 年 7 月 27 日、同工事現場において、労働者 D が 2 階中庭のウッドデッキ工事を行っていたところ、下方の階段に墜落する災害が発生した。
- (2) 労働安全衛生法では、階段の墜落の危険性がある箇所には手すり、中さんを設けなければならないと規定しているが、被疑者 A らはこの墜落防止措置を講じないまま、労働者 D ほか 3 名にウッドデッキ工事を行わせていた。
また、当署は上記災害発生前の平成 29 年 7 月に同工事現場に対して監督指導を行い、上記災害発生場所とは別の箇所に係る墜落防止措置が講じられていなかったことに関し、立入禁止等を命ずる行政処分を被疑者株式会社安部工務店へ行っている。
- (3) 適用法条文は、別紙のとおり。

労働安全衛生法**（注文者の講ずべき措置）**

第三十一条 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事为数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第三十一条の四において同じ。）の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 （略）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 （略）
- 三 （略）

（罰則）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百四条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者
- 二 （略）
- 三 （略）
- 四 （略）

（罰則）

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(架設通路についての措置)

第六百五十四条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に架設通路を使用させるときは、当該架設通路を、第五百五十二条に規定する架設通路の基準に適合するものとしなければならない。

(架設通路)

第五百五十二条 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
- 二 勾配は、三十度以下とすること。ただし、階段を設けたもの又は高さが二メートル未満で丈夫な手掛を設けたものはこの限りでない。
- 三 勾配が十五度を超えるものには、踏棧その他の滑止めを設けること。
- 四 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備(丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。)を設けること。
 - イ 高さ八十五センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備(以下「手すり等」という。)
 - ロ 高さ三十五センチメートル以上五十センチメートル以下の棧又はこれと同等以上の機能を有する設備(以下「中棧等」という。)
- 五 たて坑内の架設通路でその長さが十五メートル以上であるものは、十メートル以内ごとに踊場を設けること。
- 六 建設工事に使用する高さ八メートル以上の登り棧橋には、七メートル以内ごとに踊場を設けること。
- 2 前項第四号の規定は、作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。
 - 一 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
 - 二 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- 3 事業者は、前項の規定により作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外したときは、その必要がなくなつた後、直ちにこれらの設備を原状に復さなければならない。
- 4 労働者は、第二項の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。